



## 登録した内容の変更

氏名、本籍、住所（住居表示の変更を含む）、従事先（商号の変更、免許番号の変更を含む）に変更があったときは、遅滞なく次の書類を添付して登録をしている都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければなりません。

なお、氏名及び住所の変更の場合で宅地建物取引士証の交付を受けている方については、書換え交付申請書もあわせて提出してください。郵送での書換え交付申請ご希望の方は、現在お持ちの宅地建物取引士証と404円分の切手を同封してください。

変更申請事項		添付書類	
氏名・本籍		変更事項の記載のある「戸籍抄本」 〔外国人の方は、変更事項の記載のある「住民票抄本」〕	
住所 (住居表示)		転居前住所の記載ある「住民票抄本」 〔日本国籍を有しない方のみ提出してください〕	
従事先	①従業員の場合	入社	雇用が証明できる書面（従業者証明書の写し、雇用保険証の写しなど）
		退社	—————
	②法人の役員の場合	就任	就任が証明できる書面（従業者証明書の写し、商業登記簿謄抄本の写し、業者名簿変更届の写しなど）
		退任	—————
	③個人営業の代表者の場合	開業	開業が証明できる書面（従業者証明書の写し、免許申請者の写し、免許証の写しなど）
		廃業	—————
④出向による会社変更		出向が証明できる書面（出向辞令の写し又は証明書、従業者証明書の写し、復帰の場合は復帰（又は解除）証明書など）	
従事先の 商号又は名称		商号又は名称の変更が確認できる書面（従業者証明書の写し、免許証書換え交付申請書（届出済）の写し、変更事項の記載のある「商業登記簿謄本」の写しなど）	
免許換えによる 番号	免許を取得したのち	従業者証明書の写し又は免許証の写し	
※ 「従事先」とは、宅地建物取引業法に基づいて免許を受けている会社等又はこれから免許を受けようとする会社等を指します。			

### 市町コード

コードNO	市町名	コードNO	市町名	コードNO	市町名	コードNO	市町名
242012	津市	242101	亀山市	243035	木曾岬町	244619	玉城町
242021	四日市市	242110	鳥羽市	243248	東員町	244708	度会町
242039	伊勢市	242128	熊野市	243418	菰野町	244716	大紀町
242047	松阪市	242144	いなべ市	243434	朝日町	244724	南伊勢町
242055	桑名市	242152	志摩市	243442	川越町	245437	紀北町
242071	鈴鹿市	242161	伊賀市	244414	多気町	245615	御浜町
242080	名張市			244422	明和町	245623	紀宝町
242098	尾鷲市			244431	大台町		

三重県以外の市区町村コードについては、総務省のホームページを参照してください。

<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>